

# 建設業における 労働災害の撲滅を！



## 死傷災害の状況

平成29年6月30日現在の暫定値によると、平成29年1月以降の埼玉労働局管内の建設業における死傷災害は243件、そのうち墜落・転落は88件発生していますが、平成28年の同時期の件数はそれぞれ203件と60件であり、増加した40件のうち、墜落・転落が28件と70%を占めています。

29年に入ってから発生した墜落・転落のうち、脚立やはしごからの墜落・転落が31%を占めており、それに続いて、屋根の端・母屋・けた・合掌の上からが13%、足場の上からの墜落が11%となっておりますので、高所からの墜落防止措置の徹底をお願いいたします。

## はしごや脚立を使う前に、まず検討！

以下の2点について検討してみましょう

- はしごや脚立の使用自体を避けられないですか？
- 墜落の危険性が相対的に低いローリングタワー（移動式足場）、可搬式作業台、手すり付き脚立、高所作業車などに変更できないですか？（※）

（※）足元の高さが2 m以上の箇所で作業する場合には、原則として十分な広さと強度をもった作業床や墜落防止措置（手すり等）を備えた用具を使用してください。特に、はしごは原則昇降のみに使用してください。

【手すり付き脚立(例)】



【可搬式作業台(例)】



十分に検討しても他の対策が取れない場合に限って、  
はしごや脚立の使用を、安全に行ってください。

### 移動はしご（安衛則第527条）

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置

### 脚立（安衛則第528条）

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式の場合は、角度を確実に保つための金具等を備える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する

# 足場の組立・解体中に墜落する危険を減らすための措置を積極的に採用してください

## 「労働安全衛生規則」で必要とされる墜落防止のための措置とは？

平成27年7月に施行された労働安全衛生規則第564条第1項第4号により、足場を組立て、解体、変更する際、足場材の緊結、取り外し、受け渡しなどの作業を行うときは、次の2つの措置が必要です。

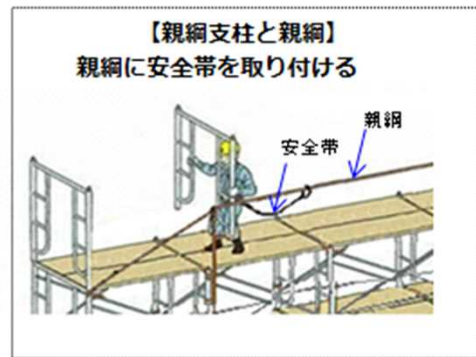
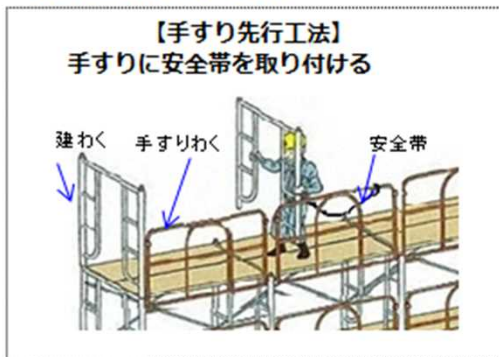
①幅40cm以上の作業床<sup>※1</sup>を設置すること、②安全带取付設備<sup>※2</sup>を設置し、労働者に安全带を使用させるか、これと同等以上の措置を講じること。

ここで、安全带取付設備には、手すり、手すりわくと親綱が含まれます。また、建わく、建地、手すりなども利用することができる場合もあります。

※1 狭小な場所など当該作業床を設けることが困難な場合を除きます。

※2 安全带を着用した労働者が墜落しても、安全带を取り付けた設備が脱落することがなく、衝突面などに達することを防ぎ、かつ、使用する安全带の性能に応じて適当な位置に安全带を取り付けることができるもののことです。

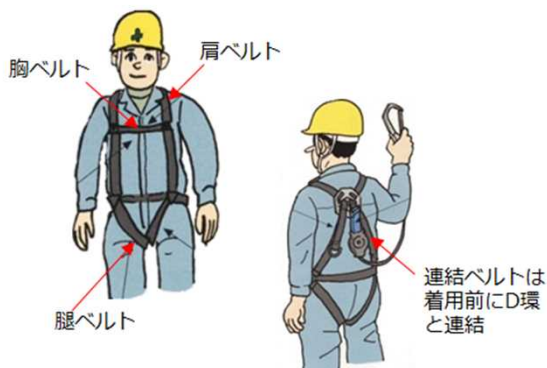
### <安全带取付設備の例>



## 足場の設置が困難な場所における高所作業では、適切な安全带の取付設備を設け、適正な保護具を正しく装着しましょう

### 【ハーネス型安全带】

ハーネス型安全带は墜落阻止時に身体への負担が少ないとされている。ベルトにねじれがないか確認しつつ、長さを調節し、ゆるみがないように着用する。なお、一度大きな力が加わった安全带は使用しない。



### 【ランヤード】

ショックアブソーバ付きで、巻取機能があるものを使用する。



### 【安全靴】

耐滑性、安全性、屈曲性に優れた靴を選ぶ。



### 【保護帽】

①まっすぐ深くかぶる。



②ヘッドバンドは頭の大きさに合わせて調節し確実に固定する。



③アゴひもは緩みがないようにしっかりと締める。

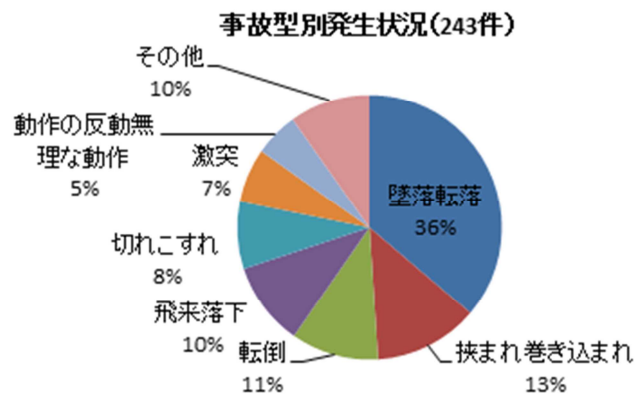


○保護具は、事前に取扱説明書の内容を確認・理解し、必ず、点検などを行ってから使用しましょう。

平成 29 年 1 月 1 日～6 月 30 日の建設業における死亡及び休業 4 日以上の災害について

1 建設業で発生した労働災害 243 件の事故型別発生状況 (6 月末暫定値)

型	件数
墜落転落	88
挟まれ巻き込まれ	31
転倒	28
飛来落下	25
切れこすれ	20
激突	16
動作の反動無理な動作	13
その他	24
合計	243



2 墜落の起因物別の状況

- ① はしご等：31%      はしご等の内訳：脚立 62%、はしご 28.5%
- ② 屋根、はり、もや、けた、合掌：13%
- ③ 足場：11%
- ④ 階段、棧橋：9%
- ⑤ 建築物、構築物：8%
- ⑥ トラック：6%

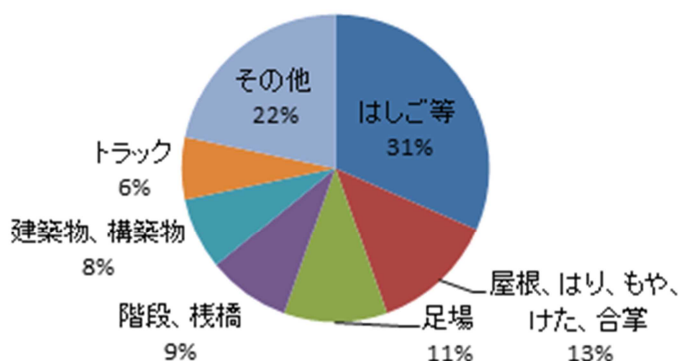
その他の 22%の内訳

各 3.3%：(開口部) (その他の仮設物、建築物、構築物等)

各 2.2%：(作業床、歩み板) (高所作業車) (移動式クレーン) (その他の用具) (立木等)

各 1.1%：(掘削用機械) (クレーン) (荷姿の物) (通路)

墜落における起因物(死傷病報告)



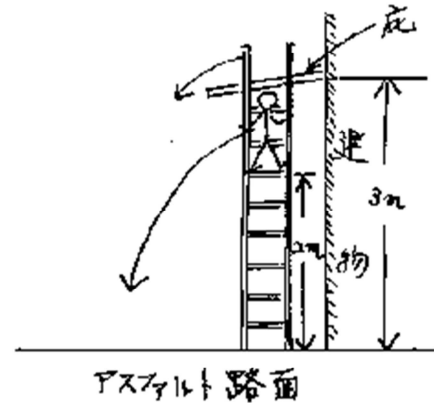
## 1 はしごによる災害事例

### 災害発生状況及び原因

①どのような場所で ②どのような作業をしているときに ③どのような物又は環境に ④どのような不安全又は有害な状態があつて ⑤どのような災害が発生したかを詳細に記入すること。

建物の雨漏りの場所を確認するため、高さ約3mの庇に梯子を掛けて梯子の上部を壁際の突起物に紐で縛ろうとしたところ、約2mの高さまで上ったところ、梯子の上部が横に滑り梯子から転落して、胸椎を骨折した。

略図(発生時の状況を図示すること。)



## 2 脚立による災害事例

### 災害発生状況及び原因

①どのような場所で ②どのような作業をしているときに ③どのような物又は環境に ④どのような不安全又は有害な状態があつて ⑤どのような災害が発生したかを詳細に記入すること。

階段上裏の重機昇降口のノリ止め用ウエスを  
取り除く為、脚立を支保工(カバネ)に支えかけ  
て之を越え、作業を行った時に支保工が  
外れ脚立と共に転倒した。

略図(発生時の状況を図示すること。)

